

令和元年第4回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年8月9日(金) 午前9時58分から午前10時43分
2. 早島町役場 3階相談室
3. 出席委員  
10名
4. 欠席委員  
2名
5. 傍聴人数  
なし
6. 議事日程
  - 議案第10号 早島町の農業の振興に関する計画の変更にあたっての  
意見聴取について
  - 議案第11号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の取得について
  - 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第13号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について
  - 報告第7号 農地法第18条の規定による解約通知について
7. 農業委員会事務局員  
2名

○事務局（●● ●●君）

ただいまから令和元年第4回早島町農業委員会を開会いたします。

まず初めに、会議の成立についてご報告させていただきます。

出席委員さんは10名、欠席委員さんが2名でございます。農業委員会に関する法律第21条第3項によりまして、在任委員の過半数が出席をされておりますので、本日の会議は成立しております。本日につきましては議案が多くありますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以降、議事につきましては会長にお願いいたします。

○議長（●● ●●君）

それでは、これより議事に入ります。

まず、議事録の署名委員の指名を行います。私のほうで指名してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

それでは、議事録署名委員は9番● ●委員、3番の●● ●●委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは日程1、議案第10号早島町の農業の振興に関する計画の変更に関する意見聴取についてを議題といたします。

事務局、説明方お願いいたします。

○事務局（●● ●●君）

それでは、議案書2ページをごらんください。早島町の農業の振興に関する計画の変更に関する、早島町長から意見を求められています。土地改良事業を実施している場合、通常は完了後8年たたないと農用地区域からの除外はできませんが、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画において、地域の農業の振興に資する施設として位置づけられた施設の用に供される農地は農用地区域からの除外が可能となります。お送りしている議案書とは別紙が、このたびの変更計画案になります。

別紙の7ページをごらんください。

このたびの変更では、早島町前潟●●●番●の一部を分家住宅として新たに位置づけることとなります。

次のページの施設調書のとおり、申出者は、倉敷市福島●●●番地● ●●●●にお住まいの●● ●●さんです。申出地の所有者は、早島町前潟●●●番地●にお住まいの父

親の●● ●さんです。本計画への位置づけに必要な農振法施行規則第4条の5第1項第27号の各号要件は満たされるものと判断されます。次のページ以降が位置図、建物配置図になります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 (●● ●●君)

それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を9番● ●委員からお願いいたします。

○9番 (● ●委員)

8月6日に現地確認をさせていただきました。場所はこの地図を見ていただいて、地図のとおりなんですけど、一応現在、その予定地は稲が植えてあります。まあ来年らしいんですけど、一応その田の一部を埋めて娘さんが建てるということ。それで後は娘さんの婿さんが百姓を、稲を植えたりするってということです。場所的には、もう問題は全くありません。もう●●さんのすぐ隣に建てるということです。

○議長 (●● ●●君)

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かこの件に関して質疑はありますか。はい、6番●委員。

○6番 (● ●君)

分家住宅になつとるけど、分家じゃたら名字が一緒じゃないといけんのじゃろう。

○事務局 (●● ●●君)

分家住宅の要件について民法で定められとって、親族が6親等、姻族3親等までというところで。

○6番 (● ●君)

何かちょっとすっきりせん。名字が、姓が違ごうとっててもええわけじゃな。

○事務局 (●● ●●君)

はい。

○6番 (● ●君)

それで、どこまで許すかの問題じゃけど、厳しゅう言うたら許可がおりん状態になるけど。大目に見るといふんか、目をつぶるといふんか。厳しく言うたらおりん状態じゃわな、農業してないけんな、●●さんは。一応土地は合意解約をしたかのう、●●さんと。けれど、●●さんがしょうて、●●さんが一切しょうらんのじゃけえ。じゃけえ、農家じゃないもんな。全部●●さんに渡しとるけえな。けれど、どこまでを大目に見るかの問題

で。子がへりへ帰ってくりゃあ、せえでええし。じゃから、どこまで緩う見るか。厳しゅう言うたら、もうおりん状態だけど、余り厳しゅう言うたら、またええことにならんし、どこまで緩う見るかの問題じゃがな。書類上えかったら、それでええいう状況じゃあね、今。全てが早島でね。どこまでを大目に見るか。建てるのには反対じゃないんですけどね。けれど、こういうようなことがもうほとんどですが、早島。分家とか何とかというて、農業してない孫が皆分家、分家言うて、またあれが。

○議長（●● ●●君）

この後出てくるかもわからんしね。

○6番（● ●君）

今までも何件も分家、分家で孫が建てとるが、農業も何もしてないのにね。農業をするから、いずれするからとかで。せん言うたらいけんけど、いずれするじゃから、その解釈が。

○議長（●● ●●君）

百姓は確認せんでもよかろう、分家じゃからな。けど、分けるところがないから、分家してるんよ。

○6番（● ●君）

分家は、もう農業しようが、すまあが関係ないんです。

○議長（●● ●●君）

関係ないでしょう。農業をするための分家じゃなからう。兄弟がようけえおるから分家するんじゃから。

○事務局（●● ●●君）

農業振興に資するかどうかっていうところが判断基準になるだろうと思うんです。

○6番（● ●君）

うん。けど、ここの本家はしょうらんけん。早沖の●●さんが全部しょうたけん。一応解約しとるけど、するのは●●さんがしょうたけえ。書類上だけでクリアしとるけん。じゃけん、難しいところやな。

○事務局（●● ●●君）

農業を手伝うというふうには、ここでは申出書に書いてるわけですから。

○6番（● ●君）

手伝ういうて、農業をしとらんのじゃけえ、手伝えれんが、自分のところの農業を。

○議長（●● ●●君）

生まれたところが農家だから、田んぼがあるから分家したらということじゃろう。

○事務局（●● ●●君）

そうです。

○事務局（●● ●●君）

今回につきましては、●●さんが作業受委託のような感じをとられとってですね。あくまでも耕作者は●● ●●さんです。あくまでも今皆さんが言われる、書面上の話。書面上の話は作業受委託なんで、一応●●さんが耕作者で、その作業の受委託なんで。その主たる作業を●●さんをお願いして、日々の管理とか、そういうのはその方がお手伝いされてるのかなっていう。

○6番（● ●君）

全面委託じゃからいけんがな。

○事務局（●● ●●君）

いや、全面というか、その作業のお手伝いは、●●さんの作業のお手伝いはされよんかなということ。

○3番（●● ●●君）

これはじゃけど、もともと法的にはあれでしょう。分家住宅に対しては、この取り扱いが認められるということになっとるんでしょう。

○事務局（●● ●●君）

そうですね。

○3番（●● ●●君）

これはあくまでも農振の除外であって、農地転用に関する是か非かいうやつは既に申請済みですか。

○事務局（●● ●●君）

その後です。まず、この農振地域からこの土地を除外して、除外ができれば、その後、初めて農地転用。この後出てきます。

○議長（●● ●●君）

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○7番 (●● ●●君)

済みません、1つだけ。全然本案件に関係ない話なんですけど、4ページの今後は「耕種を中心に」というのは、この「耕種」って何ですかね、専門的な単語を。

○事務局 (●● ●●君)

あっ、これか。これは何か字がおかしいそうですね。「耕種」という言葉はあるのか。打ち間違いとか。そうですね、「耕種を中心に経営規模の拡大を図る」のか。ありがとうございます。これは誤字の可能性が高いので、ちょっと精査して適切な言葉に直しておきます。済みません。「耕種」という言葉はないですよ、そんな農業用語は。

○3番 (●● ●●君)

いや、あるはずじゃ。

○事務局 (●● ●●君)

あるんですか。

○6番 (● ●君)

これは字のごとく田を耕すということです。耕しているんなものを植えて。

○事務局 (●● ●●君)

そういう意味ですか。済みません。

○6番 (● ●君)

耕し種をまくということです、これは。その経営作物を増やす、いろいろなものをつくって規模を大きくするとか、地域的にするとかいう意味と思うのう、この字はね。耕す、まく。まくというのは種を、耕種の。

○事務局 (●● ●●君)

ありがとうございます。本当の意図を一度精査しておきます。

○議長 (●● ●●君)

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (●● ●●君)

なければ、その他はご意見等。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (●● ●●君)

質疑、意見もないようでありますので、議案第10号早島町の農業の振興に関する計

画の変更にあたっての意見聴取については、意見なしと回答いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

意見がないようでありますので、議案第10号は意見なしと回答することで承認されました。

続きまして、日程2、議案第11号基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の取得についてを議題といたします。

事務局、説明方お願いいたします。

○事務局（●● ●●君）

それでは、議案書の3ページをお開きください。

議案第11号、番号1について、申請地は、前潟字三軒地●●●番、地目が田、面積が1,724平米、前潟字三軒地●●●番、地目が田、面積が1,896平米、前潟字三軒地●●●番、地目が田、面積が1,444平米で、合計3筆5,064平米です。利用権の種類は使用貸借権で、農地中間管理機構への貸付人は早島町前潟●●●番地にお住まいの●● ●●●さんです。こちらは利用権の新規の設定で、利用権の期間は令和元年9月1日から令和11年8月31日までです。位置図は4ページとなります。

説明は以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。

これよりこの件に関して質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑ないようでありますので、その他ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑、意見ともないようでありますので、議案第11号、番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第11号、番号1について承認されました。

続きまして、日程3、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、本件については6番の● ●委員が利害関係人になりますので、●委員には一時退室を求めます。

[6番 ● ●委員 退室]

○議長 (●● ●●君)

それでは、事務局より説明してください。

○事務局 (●● ●●君)

議案第12号、番号1についてですが、議案書の9ページをお開きください。

報告第7号、番号1、農地法第18条の規定による解約通知は、本件に関連する案件でありますので、先にご報告いたします。

解約された農地は、前潟字三ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,664平米です。

貸付人は早島町前潟●●●●番地●にお住まいの● ●●さん、借り受け人は早島町早島●●●●番地にお住まいの● ●●さんでございます。位置図は6ページとなります。

それでは、議案書の5ページにお戻りください。

議案第12号、番号1について、権利の種類は所有権の移転です。申請地は前潟字三ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,664平米です。譲り渡し人は早島町前潟●●●●番地●にお住まいの● ●●さん、譲り受け人は早島町早島●●●●番地にお住まいの● ●●さんでございます。譲り受け人の経営面積は8万5,573平米であり、5,000平米以上の下限面積を満たしております。位置図は6ページです。

説明は以上です。

○議長 (●● ●●君)

それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を9番● ●委員から報告をお願いいたします。

○9番 (● ●君)

8月6日に現地を見させてもらいました。これは地図にありますように、この踏切は三ノ割です。ちょうど保育園の南のほう、線路の踏切のちょっと久々原のほうへ入ったところですね。●さんがずっと今苗をつくっておられるということなんですけど、そこを何か3年前ぐらいだったかな。● ●●さんがもう百姓をやめて。ほんで、その後を●さん



が借りて耕された。苗をつくっておられる畑ですけど、そこを今度は土地を買ってほしいということで何か言われたらしく、●さんがね。場所的には、もう今までずっと田んぼをされておられます、つくっておられます、今は苗を●さんがつくっておられるんで、何ら問題はないと思います。いいと思います。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。

この件に関して、これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑ないようでありますので、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

それでは、ご意見等はいかがでしょうか、その他のご意見等は。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑も意見もないようでありますので、議案第12号、番号1については承認したいと思えます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

意見、質疑もないようでありますので、議案第12号、番号1については許可相当に決定いたします。

ここで●委員の入室を認めます。

〔6番 ● ●委員 入室〕

○議長（●● ●●君）

続きまして、議案第12号、番号2を議題といたします。

事務局、説明方お願いします。

○事務局（●● ●●君）

それでは、議案書5ページをごらんください。

議案第12号、番号2について、権利の種類は所有権の移転です。申請地は早島字畑岡●●●●番●、地目が田、面積が24平米です。譲り渡し人は東京都武蔵村山市神明●丁

目●●番地●●にお住まいの●● ●●さん、譲り受け人は早島町早島●●●●番地●●にお住まいの●● ●●●●さんでございます。譲り受け人の●●さんは、長年申請地を自己所有地と勘違いし耕作を続けており、本申請は境界の修正を目的としております。こうした申請の場合、下限面積5,000平米を満たすことなく耕作する権利を取得できる旨が農地法施行令第2条第3項第3号に規定されております。位置図は8ページとなります。

続いて、議案書の7ページをごらんください。

議案第13号、番号1、農地法第5条の規定による転用許可申請は本件に関連する案件でありますので、あわせて説明させていただきます。

権利の種類は所有権の移転です。申請地は早島字畑岡●●●●番●●、地目が田、面積が47平米で、農地区分は第3種になります。譲り渡し人は東京都武蔵村山市神明●丁目●●番地●●にお住まいの●● ●●さん、譲り受け人は早島町早島●●●●番地●●にお住まいの●● ●●●●さんでございます。転用目的は敷地拡張で、申請事由は「国土調査時の境界と現在の境界が相違しているので、現在の境界に修復する。」です。申請地は既に譲り受け人の敷地の一部と化しており、本申請は事後申請となります。位置図は8ページとなります。

説明は以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を8番●● ●●委員からお願いいたします。

○8番（●● ●●君）

8月6日に現地確認を行いました。場所は早島インターチェンジのすぐ北側にハローズがありますが、ハローズのちょっと西側約150メートルぐらいのところなんですけど、ここの境界は長さが約50メートルぐらいで幅が1.2メートルぐらいになっています。その拡大図のところにありますように、●●●●ー●というところは、そのすぐ左側が●● ●●●●さんの敷地で、もうそこを広げて車庫になります。それが何で境界がそういうふうになったのかがよくわからないんですけど、もう既にそういうふうな敷地を、住居がもうできておりますので申請したいということだと思います。

それから、その●●●●ー●というところも、実はその右側にもあぜができていて稲を植えられてますので、そこも田んぼとして使われているという格好で、境界をはかり直した

位置がその今の位置になったという格好になっていました。以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。何かこの件に関して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

なければ、その他のご意見等は。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

それでは、質疑、意見ないようでありますので、議案第12号、番号2及び議案第13号、番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第12号、番号2及び議案第13号、番号1については許可いたします。

それでは、その他の件について、事務局から説明方お願いいたします。

○事務局（●● ●●君）

次回の農業委員会ですが、9月11日水曜日の開催を予定しております。場所は3階の相談室です。また、議案書を送付いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（●● ●●君）

以上で本日の議案並びに報告事項は全て終了しました。

令和元年第4回早島町農業委員会を閉会いたします。